

優れた技術を持つ企業が、付加価値のある新商品開発を通し下請からの事業転換を図る場合の必要な経費の一部を補助します。

## 制度の概要

補助対象者が実施する新商品開発のうち、主に地域外に販売する目的で補助対象者が有する技術を用いて開発する付加価値を高めた商品の試作に対して、補助金を交付します。

補助金額：補助対象経費のうち 3分の2以内

補助の制限：40万円以内（革新性のある事業の場合 80万円以内）

1企業あたり同一年度内で1回のみ

補助対象経費：旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、委託費、技術指導受入費、外注費、その他経費

申請の審査にあたり、つやま産業支援センターが重視するポイントは次のとおりです。

- ①将来的に主力事業となる可能性があること（商品力、販路開拓の可能性等）
- ②試作品が最終製品段階（テストマーケティング、サンプル提供に用いることが可能なレベル）に仕上がること
- ③原則として津山圏域外での販売展開を想定するものであること

## 事業転換・付加価値化サポートの流れ

申請者…センターへ申請



センター…審査↓交付決定



申請者…試作品開発



申請者…実績報告



センター…補助金の確定



申請者…補助金の請求



センター…補助金の交付

※このサポートは、「津山市内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する企業」が対象となります。

問合せ先：つやま産業支援センター

Tel:0868-24-0740 E-mail:info@tsuyama-biz.jp